

トラック あいち

第562号

2023 (令和5) ・ 1



「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!



一般社団法人

愛知県トラック協会

<https://ssl.aitokyo.jp>

今回の会員限定コンテンツ閲覧のユーザー名とパスワードは

ユーザー名／
パスワード／ です。

※有効期限：令和5年2月28日

※詳細は当協会ホームページをご覧ください。

◆ 年頭のごあいさつ	1	◆ 海上コンテナ部会	
寺岡洋一 会長		国際海上コンテナの陸上	
大村秀章 愛知県知事		における安全輸送講習会の開催	30
大石英一郎 中部運輸局長			
白木広治 愛知運輸支局長		◆ 事業用自動車事故調査	
代田雅彦 愛知労働局長		報告書の公表について	31
鎌田徹郎 愛知県警察本部長			
坂本克己 全ト協会長			
		◆ 分散引越にご協力を	
◆ 第6回 常任理事会		おねがいします!	35
第5回 理事会	18		
		◆ 業務課からのお知らせ	37
◆ 新入会員	23		
		◆ 軽油価格調査	38
◆ 会員事業者名称等変更	24		
		◆ 一般貨物自動車の	
◆ 愛ト協 第11回 省エネ走行競技会開催	25	増減車動向について	39
◆ 「令和4年度 第3回 適正化事業		◆ 委員会・部会活動状況	40
フォローアップ研修会」並びに			
「令和4年度 第3回 新規許可事業者		◆ 支部行事	41
研修会」を開催	26		
		◆ 青年部会	42
◆ 2022年度 Gマーク		12月会議・委員会開催状況	
愛知県内で537事業所が認定	27		
		◆ 女性部会	43
◆ 支部だより	28		
		◆ 陸 災 防	44
		安全衛生管理体制及び	
		労働災害等の実態調査票	

頌 春



年頭所感

一般社団法人愛知県トラック協会 会長 寺岡 洋一

あけましておめでとうございます。

皆様方には、清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会の運営に格別のご支援、ご協力を賜り衷心より御礼申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症が経済や人々の生活に引き続き影響を与えるなか、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した諸問題によって世界の経済活動に大きな混乱を引き起こすなど、前例のない厳しい1年となりました。貨物自動車運送事業においても、燃料価格や資材価格の高騰、少子高齢化による慢性的な人手不足等により厳しい経営環境を強いられており、予断を許さない状況が続いております。

こうした中、昨年10月には、ここ愛知県において「第27回全国トラック運送事業者大会」を開催いたしました。3年ぶりの開催となった本大会には、全国から大変多くの皆様にお集まりいただき、当業界が抱える諸課題の解決に向けて結束を強める大変良い機会となりました。

会員の皆様におかれましては、厳しい状況下においても「エッセンシャルワーカー」として国民生活を支えるべく、日夜奮闘されていることに心より敬意を表するとともに重ねて御礼申し上げます。

さて、令和5年を迎える貨物自動車運送業界では、4月からは中小企業において月60時間超の時間外労働割増賃金率が引き上げられるほか、昨年12月に改正された新改善基準告示（令和6年4月施行）に向けた対応検討、「標準的な運賃」の制度延長を見据えた適正運賃収受の理解促進など、依然として多くの課題に直面しております。

特に高止まりする燃料価格については、これまで愛知県により燃油価格高騰対策支援金の措置を講じていただいたところであり、引き続き自由民主党愛知県支部連合会や公明党愛知県本部の先生方などと連携し、要望活動を一層強化してまいります。

また、昨年バンテリンドームで開催し大盛況であった愛ト協最大の業界PRイベント「トラックFes2022」について、本年は会場をポートメッセなごやに移し「トラックFes2023」として2月19日に開催いたします。本事業を通じて、生活に欠かせない「物流」というライフラインを支えるトラックの役割と魅力を広く周知してまいります。昨年大好評をいただいた『ちびっこ野球教室』も、ドラゴンズOBの川上・井端・岩瀬・吉見・山北5選手にご協力いただき、引き続き開催させていただきますので、奮ってご参加ください。

さらに、就職面談会をはじめとする人材確保対策事業やSNSを活用した広報活動を継続展開し、業界への理解を深めていただくことで就職希望者の増加を目指してまいります。

一方、依然として県下で多発する交通事故を撲滅するため、「トラック事業における総合安全プラン2025」に掲げる基本目標達成に向けて、愛ト協独自の重点目標を設定し、関係行政と一体となり、事故抑止活動や安全教育支援等を実施してまいります。

そして、中部トラック総合研修センターの機能をフル活用し、輸送の安全確保に係る人材育成のため実践的研修の充実を図るほか、新技術を活用した物流DXやSDGsの推進、事業継続計画（BCP）に基づく緊急物資輸送体制の整備など、全会員の理解と協力により取り組んでまいります。

現在、令和6年10月竣工予定の新トラック会館の建設に向けて、本部機能をみよし市の中部トラック総合センターに移転しております。本年は気持ちを新たに、トラック運送業界が抱える多くの課題に職員一丸となって着実に取り組み、物流業界の発展のため迅速かつ的確に対応してまいります。

結びに、トラック運送業界への更なるご理解とご協力をお願いするとともに、皆様のご多幸とご健勝を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



新春を迎えて

愛知県知事
大村 秀章

あけましておめでとうございます。
新たな年が、県民の皆様にとりまして素晴らしい
1年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

昨年は、愛知県が誕生してから150周年の節目
を迎え、愛知のこれまでの歩みを振り返り、県民
の皆様とともに郷土への愛着や誇りを持って未来
に踏み出すことができました。

そうした中で、日本が世界に誇るオリジナルコ
ンテンツ、スタジオジブリの作品群を凝縮した
「ジブリパーク」が開園を迎えるという記念すべ
き年となりました。

さらに、国際芸術祭「あいち2022」や世界ラリ
ー選手権などのビッグイベントを成功裏に終える
とともに、世界最高クラスのアリーナ「愛知国際
アリーナ」、国内最大のスタートアップ支援拠点
「STATION Ai」の工事に着手するなど、これまで
に積み上げてきた愛知の力を礎に、更なる飛躍に
繋がるビッグプロジェクトを着実に前進させ、愛
知が「躍進」する1年となりました。

世界は、グローバル化やデジタル化の加速度的
な進展、カーボンニュートラルを目指す潮流など
により、大きく変化をしています。愛知県がこれ
からも、日本の成長エンジンとして、日本の活力
を生み出していくためには、こうした時代の波を
乗りこなし、イノベーション創出に向け挑戦して
いかなければなりません。

今年も、海外の有力スタートアップ支援機関等
との連携強化を図りながら、愛知の強みである分

厚い集積を誇るモノづくり産業と融合した愛知独
自のスタートアップ・エコシステムの形成を促進
し、愛知発のイノベーションを次々と生み出す
「国際イノベーション都市」を目指してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と
社会経済活動の両立を図りながら、社会インフラ
整備、農林水産業の振興、教育・人づくり、女性
の活躍、医療・福祉、環境、雇用、多文化共生、
防災・交通安全、東三河地域の振興など、県民の
皆様の生活と社会福祉の向上に力を注いでまいり
ます。

来年度、ジブリパークでは、「もののけの里」
と「魔女の谷」の2エリアが開園します。この第2
期オープンに向け、万全の準備を進め、「ジブリ
パークのある愛知」の魅力を国内外に向けて発信
してまいります。

引き続き、「日本一元気な愛知」「すべての人
が輝く愛知」「日本一住みやすい愛知」の実現を
目指し、県民の皆様に、笑顔で元気にお過ごし
いただけるよう全力で取り組んでまいりますので、
一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

2023年元旦



年頭の辞

中部運輸局長
大石 英一郎

新年あけましておめでとうございます。謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

全てのエッセンシャルワーカーの皆様におかれましては、現場での感染のリスクや不安を抱えながら、業務に献身的に従事していただいていることに改めて感謝を申し上げます。

昨年は北海道知床での遊覧船事故、名古屋高速道路や静岡県でのバス事故など輸送の安全に国民の強い関心を集める事故が複数発生いたしました。輸送に携わる者一人一人の努力を通じて「安全・安心」に対する国民の信頼を回復する必要があります。

中部運輸局では、従前から、輸送の安全・安心の確保を最優先課題としてまいりましたが、これまでに講じてきた運輸安全マネジメントや監査を通じた事業者指導をさらに徹底するとともに、働きやすい環境の整備を推進し、また、自動車技術の高度化・複雑化に伴う制度改正への円滑な対応や自動車整備業の健全な発展の確保など、引き続き輸送の安全・安心確保に向けた取組を確実に実施していく決意です。

また、本年1月から、車検証の電子化が開始されました。このような自動車ユーザーや自動車関係の事業者の皆様のさらなる利便性向上につながる取組につきましても、確実に実施してまいります。

コロナ禍により、日本における観光需要は大幅に減少していましたが、昨年10月からの水際措置緩和により、訪日外国人旅行者数については円安の効果も相まって着実に増加しており、国内旅行

者数についても、県民割に続く全国旅行支援の開始によって増加傾向にあり、高い需要喚起の効果が表れています。

しかし、この需要の回復により観光産業の経営状況が短期間で改善するものではないことから、中部運輸局としても、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを取りながら、観光産業の高付加価値化や地域の観光資源の磨き上げを図る取組への支援等を通じ、インバウンド需要及び国内観光需要の回復に向けて取り組んでまいります。

また、急激な観光需要の回復に伴い、宿泊施設等の受け入れ側において、人材不足の課題が生じていることから、宿泊施設等のデジタル化支援、外国人材の活用など必要な環境整備に取り組んでまいります。

こうしたことも踏まえ、政府におきましては、我が国の観光を持続可能な形で復活させるため、世界的な旅行需要の回復が見込まれ、大阪・関西万博が開催される2025年をターゲットとする、新たな観光立国推進基本計画の議論を進めており、2022年度内に策定することとしております。

なお、本年6月には、三重県志摩市において「G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合」が、開催されることが決定しております。三重県を含む中部の魅力の世界に発信する良い機会と捉え、中部運輸局としても、会合の成功に向け、国土交通本省や関係自治体等と連携して、準備を進めてまいります。

また、管内では、観光への高い波及効果が期待される大規模プロジェクトが着々と進行しています。各地において、リニア中央新幹線品川～名古屋間開業に向けた工事が進められており、ターミナル駅の交通結節機能の強化など、リニア効果を最大

化する取組も進められています。また、福井県では令和5年度末予定の北陸新幹線金沢～敦賀間開業に向けた観光振興のあり方やこれを最大限に活かす交通ネットワーク整備が検討されています。中部運輸局としても、これらのプロジェクトが着実に進行するよう協力してまいります。

従前から人口減少等により厳しい経営環境に直面していた公共交通事業者については、コロナ禍で過去に例を見ない規模の輸送需要減少を経験したことに加え、燃料価格等の高騰の影響を受け、深刻な危機に瀕しています。地域の鉄道、バス、タクシー、旅客船等の公共交通は、住民の豊かな暮らしや旅行者等の来訪に不可欠な存在です。

中部運輸局としては、公共交通を担う事業者に対して引き続き強力に支援を行うとともに、コロナ禍により社会情勢や人々のライフスタイルが変化する中でも安全・安心かつ持続的な地域公共交通が維持・確保されるよう、事業者・利用者に寄り添いながら取り組んでまいります。

また、経済・産業を支える物流については、発荷主・着荷主企業・消費者等も含めた流通網全体における理解や協力が何よりも重要と考えております。そのため、運送事業者と荷主企業等の連携による自主的な輸送の生産性向上や物流の効率化、働きがいのある労働環境づくり等について、関係省庁とも連携しながら取り組みを促進してまいります。

加えて、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、公共交通・物流のGXを含めた運輸部門の脱炭素化にもしっかりと取り組んでまいります。

災害への適切な対応は引き続き重要な課題です。昨年も8月の北陸豪雨、9月の台風14号、15号などの自然災害により、全国各地で甚大な被害が生じました。自治体や交通事業者と連携し、災害が発生した場合の災害支援物資の輸送、代替交通の確保、観光地の風評被害対策などに引き続き全力で取り組むとともに、平時から危機対応に向けた準備に積極的に取り組んでまいります。

以下では、「安全・安心な交通環境の確保」、「地域経済を支える観光の本格的な復興の実現」、「公共交通の確保・充実による豊かな地域づくりの推進」、「産業活動に不可欠な物流の効率化・円滑化」及び「防災・危機管理」の5つを柱として、中部運輸局の施策の方向性についてご説明いたします。

1. 安全・安心な交通環境の確保

輸送の安全・安心の確保は、中部運輸局にとって最優先の課題です。

まず、新型コロナウイルス感染症対策としては、公共交通の輸送を担う各事業者、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に徹底して取り組んでいただいておりますが、公共交通を安全・安心にご利用いただくため、利用者の皆様お一人お一人におかれても、マスクの着用、会話を控えめにするなど感染予防のための取組に引き続きご協力をお願いいたします。

昨年は冒頭で申し上げましたように、複数のバス事故が発生しました。お客様の命を預かる旅客輸送においては、輸送の安全の確保が最も重要であることから、中部運輸局として、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、バス事業者に対して、安全運行に関する指導監督を継続し、ソフト・ハード両面の安全対策による事故防止の取組を推進してまいります。

自動車交通分野においては、民間指定機関である「（一財）中部貸切バス適正化センター」及び各県の貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携をしながら、効率的な監査・指導を実施し、事業の安全性を確保してまいります。

また、冒頭で申し上げましたインバウンド需要及び国内観光需要の高まりを背景に更なる需要回復に取り組む一方で、貸切バスの「運賃・料金の適正な収受」を呼びかけ、安全・安心な運行を阻害する行為につきましては厳正に対応するとともに

に、空港や観光地における白タク行為の排除に向けた取組を進めてまいります。

事業用自動車に係る交通事故総数は全国的に年々減少していますが、未だに飲酒運転による事故も発生しており、総合的な取組を進める必要があります。令和3年3月に策定された「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づく取組などを推進し、一層の事故削減に向けて対応を進めてまいります。

近年、衝突被害軽減ブレーキ等の高度な運転支援機能を搭載した先進安全自動車の普及や自動運転技術の開発・実用化が進んでおり、交通事故の防止に大きな効果が期待されます。

特に、自動運転については、本年4月に施行される改正道路交通法を踏まえ「レベル4」の実装に向けた制度も近く整備される見込みとなっています。中部運輸局として、高齢者による事故等を削減するため引き続き「サポカー」の普及啓発に努めていくとともに、自動運転の社会実装に向けた各地の実証実験への必要な支援等を続けてまいります。

また、このような自動車技術の急速な進展や脱炭素化に向けた電動車の普及加速による自動車の高度化・複雑化に伴い、自動車整備業の重要性は益々増加しています。このため、特定整備制度の更なる普及を図るとともに、自動車整備業の人材育成・確保にも関係団体と連携しつつ取り組んでまいります。

あわせて、自動車の検査（車検）において、令和6年10月からの車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）の円滑な導入に向けた準備を引き続き進めてまいります。

自動車登録分野については、いよいよ本年1月から、ICタグが貼り付けられた新たな車検証の交付が開始されました。国から委託を受けた民間車検場（指定自動車整備工場）等が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サー

ビス」により、これまでOSS申請を行ってもなお必要であった運輸支局・事務所への来訪が不要となるなど、利便性が向上されます。今後とも、行政手続きの向上に向けて取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

鉄道分野については、重大事故の防止を図ることはもちろんのこと、運転事故の多くを占める踏切障害事故及び人身障害事故を防止するため、引き続き、立体交差化や踏切保安設備の整備等への支援を推進してまいります。駅の安全性確保については、ホームドアの設置や内方線付き点状ブロックの整備などのハード対策に加え、障がいのある方への声かけなど、駅係員等への教育の充実といったソフト対策を進めてまいります。また、計画運休実施時や輸送障害発生時における全ての利用者への適時適切な情報提供が可能となるよう各事業者の取組を支援してまいります。

海事分野については、昨年4月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受け、安全対策を「重層的」に強化し、小型旅客船の安全・安心を実現するために、事業者の安全管理体制の強化、監査・行政処分の強化、船員の資質の向上、設備要件の強化、船舶検査の実効性の向上及び利用者保護・安全情報の提供を実施してまいります。

船舶検査及び立入監査の実施等により、船舶の構造・設備、乗組員の非常時への訓練状況・感染予防対策及び外国船乗組員の乗船期間等を確認し、海難事故の防止、自然災害発生に備えた対策に取り組み、安全運航を確保してまいります。また、運航中の船舶から得られるデータを活用することにより機関の状態を把握し、故障を未然に防止する技術など、船舶検査へのデジタル技術の導入を促進してまいります。

昨年2月、小型船舶のライフジャケット着用義務違反に関し、小型船舶操縦者に違反点数を課す制度がスタートしました。小型船舶の海難・落水事故から命を守るため、引き続き、安全基準に適合

したライフジャケット着用の周知・啓発を行ってまいります。

2. 地域経済を支える観光の本格的な復興の実現

政府では、昨年10月に観光立国推進閣僚会議において、「インバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ」を決定し、日本各地の魅力を全世界に発信する「観光再始動事業」をはじめ、関係省庁の施策も総動員して集中的な取組を実施することとしております。

観光立国復活に向けた基盤を強化しつつ、インバウンドの本格回復に向けて戦略的に取り組むことが重要です。

このため、コロナ禍前に我が国の旅行市場全体の8割を占め、観光地・観光産業の基盤となる国内交流人口の拡大を図るため、第2のふるさとづくり・ワーケーション等の推進や観光地域づくり法人(DMO)が中心となって行う観光地域づくりに対し支援してまいります。

さらに、観光地・観光産業の魅力と収益向上につながるよう、施設改修や廃屋撤去など地域一体の再生や、観光資源の磨き上げ、DX人材育成等による観光産業の高付加価値化や生産性向上に取り組むとともに、持続可能な観光の実現のため、コンテンツ造成、受入環境整備への支援を行ってまいります。

海事観光では運航を停止していた国際クルーズ船について、昨年11月に感染拡大予防ガイドラインが公表され、受け入れが再開されることとなり、日本への寄港が増加することが望まれます。

また、中部運輸局では、「海」や「船」がもっと「楽しく身近な存在」になるよう「C to Sea プロジェクト」を推進しています。その取組の一環として、誰もが安全かつ気軽にクルージングできるモデルルートである「マリンチック街道」をより多くの地域に展開することを目指しており、中部運輸局管内では「知多」「伊勢湾」「三河湾」「浜名湖」の4ルートを整備し、さらにソフト面でも「マップル・オン社」と連携し、プレジャー

ボートの電子海図上にオンデマンドでマリンチック街道の推奨ルートやスポット情報を表示できるようにするなどクルーズ初心者にも安全・安心・便利にマリンレジャーの楽しみを支援していく取組を行いました。

今後も「マリンチック街道」のPR活動に加え、新たなルート整備、関係者と連携した施策等を通じ海事観光の普及、地域振興を推進してまいります。

地域振興の観点から導入している「地方版図柄入りナンバープレート」について、中部運輸局管内では、福井、富士山、豊田、春日井、伊勢志摩、四日市の6地域に加え、新たに岡崎ナンバーの導入に向け準備が進められているところであり、これらのナンバープレートによる「走る広告塔」としての効果を通じて、地域の魅力が上がることを期待しています。

また、昨年10月より、全国の運輸支局等において「大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート」の交付が開始されております。政府一丸となって当該万博の機運醸成を行うべく、中部運輸局としても引き続き取組に協力してまいります。

3. 公共交通の確保・充実による豊かな地域づくりの推進

中部地域の公共交通は、首都圏や京阪神と比べて従前から自家用車の分担率が高い地域特性のため、コロナ禍に伴う移動需要減少の長期化や燃料価格等の高騰により、一層厳しい影響を受けています。

誰もが自ら運転しなくても自由な外出・移動が可能で持続可能な社会の実現のため、地域公共交通の役割はより重要になっており、コロナの影響が長期化する現状も踏まえ、地域の実情に応じた輸送手段の確保は喫緊の課題となっています。そのため、地方公共団体が中心となって、あらゆる輸送手段・手法を柔軟に組み合わせ、まちづくり政策と連携しつつ地域モビリティ全体を再構築する交通政策が不可欠です。

中部運輸局としては、地域公共交通計画の策定

及び計画に基づく事業への支援など第2次交通政策基本計画や改正地域公共交通活性化再生法に基づく取組を進めてまいります。その際、それぞれの地域において必要とされている輸送サービスの対象や範囲等に応じてきめ細やかに対応し、地域に貢献してまいります。

また、燃料価格高騰については、LPガスを使用するタクシー事業者への支援を行うほか、関係機関に対し公共交通事業者への支援について働きかけを実施してまいります。

加えて、コロナ禍による社会情勢や人々のライフスタイルの変化に対応し、地域公共交通を持続可能な形で確保・維持するためには、自動運転やMaaSなどの「交通DX」、車両の電動化や再エネ地産地消などの「交通GX」を進めつつ、「官と民」、「交通事業者間」、「他分野間」の「3つの共創」を推進し、より利便性・持続可能性・生産性が向上する形に地域交通を「リ・デザイン」(再構築)していくことが重要であり、今後、国土交通省としてこうした取組を各地で推進するべく各種制度の検討を進めております。中部運輸局管内においてもこうした取組が各地で実施されるよう地域を支援してまいります。

なお、中部運輸局では、地域公共交通に関する施策を担う地方自治体や交通事業者を主な対象に、学識者の講演や施策の最新情報の共有を行う「地域公共交通シンポジウム」を毎年開催しているところ、昨年は上記の「共創」に関する取組をテーマとして開催し、230名の方のご参加をいただきました。引き続き、地域公共交通の関係者に有意義な情報を提供することができるよう、取組を継続してまいります。

バリアフリーについては、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組の更なる推進が求められています。

中部運輸局においても、旅客施設を含む公共施設等や、その経路、案内設備等の面的・一体的なバリアフリー化を一層推進するため、管内自治体のバリアフリーマスタープランやバリアフリー基

本構想の策定を支援・促進してまいります。また、バリアフリー教室の開催など、心のバリアフリー推進にも取り組んでまいります。

4. 産業活動に不可欠な物流の効率化・円滑化

物流分野を取り巻く環境は、新型コロナウイルスの流行を背景に大きく変化しており、Eコマース市場の拡大や新しい生活様式に対応した非接触、非対面物流の変革が進み、また、従前からの労働力不足もあって、一層のサプライチェーン全体の最適化、合理化が求められております。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、令和3年6月に閣議決定された総合物流施策大綱で示された、「物流DX や物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化」「労働力不足対策と物流構造改革の推進」「強靱で持続可能な物流ネットワークの構築」の3つを柱として、各種施策を推進してまいります。

「ものづくり」の一大拠点である中部地域において、国際競争力の維持・強化等のためには物流分野の活性化が重要であり、鉄道等へのモーダルシフトや輸送網の集約・輸配送の共同化など、生産性向上に向けた取組を今後も推進・支援してまいります。

トラック運送事業においては、「働き方改革関連法」に基づく年960時間を上限とする罰則付きの時間外労働規制の適用を1年3ヶ月後に控え、将来にわたり、国民生活や産業活動に必要な物流を持続的に確保するため、「ホワイト物流」推進運動や「働きやすい職場認証制度」等の施策により、サプライチェーン関係者の協力によるトラック輸送の生産性の向上と物流の効率化や、誰でも働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保を目指し取組を進めてまいります。

また、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」について、関係機関と連携し、普及促進に努めてまいります。

なお、トラック運送事業者の法令違反につな

る恐れのある行為をしている疑いのある荷主には、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」などを着実に実施し、取引の適正化を推進することにより、輸送の安全確保と「働き方改革」の実現に向けて取組を進めてまいります。

令和2年4月に告示されたトラック運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための「標準的な運賃」については、引き続き、実勢運賃に反映されるよう努めてまいります。

あわせて、燃料価格高騰への対応として、燃料費を含む適正な運賃の収受は物流の持続可能性を確保する上で重要であることから、燃料サーチャージ制の導入について、あらゆる機会を捉えて荷主への理解と協力を呼びかけてまいります。

また、温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、物流総合効率化法の枠組みの下、物流 DX やグリーン物流の推進等物流の効率化を図る取組を支援します。

内航海運は国内貨物輸送の約4割、産業基礎物資輸送の8割を担い、我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラとして重要な役割を果たしている一方で、内航海運業界は脆弱な事業経営基盤、担い手である船員の高齢化や若年船員の定着率の低下などの課題を抱えています。内航海運の取引環境の改善と生産性の向上及び船員の働き方改革を推進するため、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」、「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」等の活用を促進し、持続可能な事業運営、労務管理の適正化による労働環境の改善及び安定的な人材確保ができる環境の整備に取り組めます。

昨年7月より、「船員労働の総合相談窓口」を設置し、様々な相談を受け付けています。更なる労働環境改善に向け、取り組んでまいります。

環境分野については、国際的に合意された温室効果ガス(GHG)削減戦略に従い、2050年までにGHG排出の半減を実現するべく、必要な技術開発・実証の推進に取り組むとともに、2028年までにGHGを

排出しない究極のエコシップ（ゼロエミッション船）の商業運航を実現するため、環境負荷の低い代替燃料船の導入を支援してまいります。

5. 防災・危機管理

国土交通省では、令和2年7月に「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」をとりまとめており、中部運輸局においても、運輸事業者における風水害、雪害等災害時における輸送の確保、活動の維持、早期回復のための防災力の向上を目的に「運輸防災マネジメントセミナー&運輸防災ワークショップ」を開催するなど、引き続きプロジェクトの施策について着実に推進してまいります。

また、中部運輸局管内では南海トラフ巨大地震の発生が危惧されていることから、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、実践的な防災訓練の実施により、応急時の体制強化に努めるとともに、発災時における速やかな職員派遣や情報収集、代替輸送の確保等を目的として、関係事業者や関係地方公共団体等との連携を強化してまいります。

さらに、各県と物流事業者との間で締結されている「災害時支援協定」がより実効的なものとなるよう努めるとともに、物流総合効率化法に基づく特定流通業務施設の民間物資拠点リストアップの強化、港湾の災害時における機能の早期回復及び船舶による緊急物資輸送についての関係機関と連携を進めるなど、災害時の円滑な支援物資輸送の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

公共交通機関等における防犯対策についても、事業者に対して万全の対策を措置するよう指導するなど、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上、中部運輸局が取り組む施策の方向性についてご紹介いたしました。中部地域にとって今年が飛躍の年となりますよう、また、皆様にとりましても、輝かしい良き年となりますよう心から祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶

愛知運輸支局長
白 木 広 治

あけましておめでとうございます。令和5年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。年の初めを節目として、皆様それぞれが、この一年の展望と想いを描いておられることと思います。

新型コロナウイルス感染症が未だ収束に至っていない状況下において、運輸関係事業者の皆様におかれましては、国民の日常生活を支えるために感染リスクと隣り合わせの中、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、持続的な運行の維持・確保に取り組まれていますこと、心より感謝を申し上げます。

愛知運輸支局では、引き続き安全・安心の環境整備を図りつつ、特に「輸送の安全・安心の確保」、「地域公共交通の確保・維持」、「運輸・整備事業における人材確保・育成」、「観光振興の推進」、「流通事業の健全化の促進」、「自動車の安全性確保と自動車検査登録手続きの利便性向上」、「防災・危機管理」について重点的に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全・安心の確保

輸送の安全・安心の確保は交通政策の基本であり、自動車運送事業における最優先課題です。自動車運送事業者の皆様にも自ら安全性を高めていただくべく、「運輸安全マネジメント制度」の理解促進と取組推進を図っており、「監査指導」と併せて「車の両輪」として対策を推進しているところです。

現在、事業用自動車に係る交通事故総数については、全国的に年々減少傾向にあります。昨年は、名古屋高速道路における乗合バスの横転・炎

上事故をはじめ、他の輸送モード含め事業用自動車による重大事故が複数発生しており、このような重大事故を未然に防ぐべく、自動車運送事業者における運行・安全管理の徹底を図ってまいります。

特に、自動車運送事業者への監査につきまして、重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者に対し、集中的な監査と厳格な処分・指導等の措置を講じるとともに、法令違反を是正・改善しない事業者へは厳正に対処するなど、実効性のある対応を行ってまいります。

さらに、貸切バス事業者に対しましては、監査等を通じて適切な安全投資の確保状況を確認するとともに、利用の多いバス発着場所、観光地の駐車場等において街頭監査を効果的に実施するなど、需要回復の兆しが見え始めた貸切バスの安全対策の徹底を図ってまいります。

また、事業用自動車の事故削減に向けた取組みについては、国土交通省と自動車関係団体等の参画により「事業用自動車総合安全プラン2025」が策定されており、これを踏まえ中部ブロック事業用自動車安全対策会議により「中部ブロック取組計画」が策定され、この取組計画における事故削減目標の達成に向けて、管内で発生した事故の傾向を把握し、実態に即した安全施策・指導を進めており、加えてバス、タクシー、トラック等の各業界や(一財)中部貸切バス適正化センター、愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関など民間指定機関とも連携を図り安全対策、事故削減に向けた取組を推進してまいります。

2. 地域公共交通の確保・維持

愛知県内の公共交通は、新型コロナウイルス感染症の影響からやや回復傾向の兆しの見えるところもありますが、依然として非常に厳しく深刻な状況に直面しており、また、燃料価格等の高騰により一層厳しい影響を受けています。公共交通は、日常生活に欠かすことのできない重要なインフラであることから、コロナ禍に伴う移動需要減少の長期化、燃料価格高騰の影響が長期化することも見据えつつ、地域の实情に応じた持続可能な輸送手段の確保が喫緊の課題となっています。

愛知運輸支局としましても、地方公共団体が主宰する協議会等への参画を通じて、まちづくり政策と連携しつつ、あらゆる移動手段・手法を柔軟に組み合わせ、それぞれの地域において必要とされている輸送サービスの対象や範囲等に応じてきめ細やかに対応し、ユニバーサルデザインの街づくりやSDGsにも貢献できるよう、地域公共交通の確保・維持に向けて取り組んでまいります。

また、長引くコロナ禍や燃料費の高騰、運転者不足等の影響により厳しい経営状況にさらされている交通事業者への支援のため、愛知県内の各自治体に対して交通事業者への積極的支援を継続的に要請してまいります。

加えて、コロナ禍による社会情勢や人々のライフスタイルの変化に対応し、地域公共交通を持続可能な形で確保・維持するため、AIオンデマンドサービスをはじめとした新しいビジネスモデルの構築に向けた取組が全国各地で展開されており、新たな輸送需要の掘り起こしの有用性を評価するとともに、地域の交通体系との整合性を関係者間で十分に協議できる体制作りを促進してまいります。

名古屋地区のタクシー運賃の改定が昨年12月5日に実施され、尾張三河地区の改定については現在審査中の状況です。タクシーは貴重な地域の公共交通機関の1つと位置づけられ、その存続のためには運賃改定の必要性が訴えられているところです。運賃改定に伴い、利用者へのサービスの向上や運転者の労働条件の改善を図るよう推進して

まいります。

3. 運輸・整備事業における人材確保・育成

運輸関係事業は、改めて申し上げるまでもなく日本の経済活動を下支えするエッセンシャルサービスです。新しい生活様式に対応した非接触、非対面物流の変革が進むなか、他地域と比べ、ものづくりが盛んな愛知県においては、輸送の安全・安心を確保するための人材確保が難しく、担い手不足が課題となっています。

愛知運輸支局では、関係機関と連携した「愛知県運輸・整備関係事業人材確保・育成連絡会」により、若者や女性が活躍しやすい環境の整備など、人材確保・育成に関する対策を検討するとともに、コロナ禍において新たに生じた人材確保・育成における課題についても積極的に対応することに加え、SNSなどを活用した情報発信など、多くの方に興味を持っていただくための取組や高校訪問など引き続き進めてまいります。

また、職場環境改善に向けた運輸関係事業者の取組を「見える化」し、求職者のイメージの刷新を図るため、いわゆる「働きやすい職場認証制度」の活用、周知を促進してまいります。

4. 観光振興の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要が大幅に減少し、観光産業も厳しい状況に立たされています。こうしたなか、昨年10月からの水際措置緩和や、円安の効果も相まって訪日外国人旅行者数については増加傾向にあり、国内旅行者数についても、県民割に続く全国旅行支援の開始により高い需要喚起の効果が表れていますが、観光産業の経営状況が短期間で改善するものではないことから、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを取りながら、観光産業の高付加価値化や地域の観光資源の磨き上げを図る取組への支援等を通じ、インバウンド需要及び国内観光需要の回復に向けて取り組んでまいります。

人々の行動や生活様式が変化し、観光ニーズの

多様化に加え、旅行の近距離で、かつ小グループ化の傾向が進んでいますが、これは期せずして地域の魅力を再発見する機会にもなり得ることから、自然、食、歴史・文化等の中部地域独自の観光資源を活用したツアーの造成、第2のふるさとづくり・ワーケーション等の推進など、観光地域づくり法人(DMO)が中心となった地域一体での取組を支援するとともに、より多くの旅行機会の創出と旅行需要の平準化を図る取組も促進してまいります。

また、地域の魅力を発信するとともに、インバウンドの回復に備え、とりわけ交通機関での多言語対応などの受入れ環境整備をはじめ、観光二次交通の充実に向け、交通関係事業者、自治体等との連携を強化した取組を進めてまいります。

5. 流通事業の健全化の促進

全国有数の「ものづくり」の拠点である愛知県において、その経済活動を支える物流は重要な役割を担っています。物流分野を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の流行を背景に大きく変化しており、ネット通販などのEコマース事業の拡大や新しい生活様式に対応した非接触、非対面物流の変革が進み、また、従前からの労働力不足もあり、一層のサプライチェーン全体の最適化、合理化が求められております。

さらに、トラック運送事業においては、令和6年4月に、「働き方改革関連法」に基づく年960時間を上限とする時間外労働規制が適用されることが予定されていることから、トラック輸送の生産性の向上と物流の効率化や、誰でも働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保を目指した取組が重要となっています。

これらのことから、将来にわたり国民生活や産業活動に必要な物流を持続的に確保し、事業の健全な発達と労働者の労働条件を改善するに向けては、「愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」における「ホワイト物流」推進運動の促進などの取組を通じて、物流の重要

性について広く啓発するとともに、荷主団体等に対して「標準的な運賃制度」や「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」について、関係機関と連携し、普及促進に努めてまいります。

6. 自動車の安全性確保と自動車検査登録手続きの利便性向上

衝突被害軽減ブレーキ等の高度な電子制御技術を搭載した先進安全自動車については、近年、普及が進んでおり、交通事故の防止に大きな効果が期待されます。特に、自動運転については、昨年、道路交通法が改正され「レベル4」の実装に向けた制度も近く整備される見込みとなっています。高齢者による事故を削減するため、運転を支援する機能を搭載した「サポカー」について、更なる普及啓発に努めてまいります。

先進安全自動車の普及にあわせ、整備分野における特定整備制度の円滑な移行を図るとともに、令和6年10月から車載式故障診断装置を活用した自動車検査(OBD検査)の円滑な導入に向けた準備を引き続き進めるなど、安全性の確保に対する対応を進めてまいります。

本年1月から、ICタグが貼り付けられた新たな車検証の交付が開始されました。国から委託を受けた民間車検場(指定自動車整備工場)等が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」により、これまでOSS申請を行ってもなお必要であった運輸支局・自動車検査登録事務所への来訪が不要となるなど、利便性が向上されます。今後とも、行政手続きの向上に取り組んでまいります。

7. 防災・危機管理

昨今の地球温暖化などの影響により、集中豪雨や台風襲来など相次ぐ自然災害によって、多くの地域で甚大な被害が発生しております。近年激しさを増す自然災害時における輸送の確保、活動の維持、早期回復のための防災力の向上を目的とした「運輸防災マネジメント」を確実に推進すべく

取り組んでまいります。

また、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されていることから、災害発生時の迅速かつ的確な対応ができるよう、実践的な防災訓練の実施により、応急時の体制強化に努めるとともに、発災時における情報収集、代替輸送の確保等に迅速に対応できるよう関係機関とも連携した体制整備の強化に努めてまいります。

以上、愛知運輸支局の取組の方向性を申し述べましたが、今後とも皆様方のより一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。皆様にとりまして輝かしい良い年となりますことを心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。





年 頭 所 感

愛知労働局長
代 田 雅 彦

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和5年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する一般社団法人愛知県トラック協会並びに会員事業場の皆様の日頃からの御理解と御協力に改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、有効求人倍率（季節調整値）は、令和2年9月に1.02倍まで低下しましたが、令和3年1月以降、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業で生産活動の回復の動きがあるといったことを基本的な背景として、求人については業種による差異はあるものの、持ち直しの動きが広がりつつあり、雇用情勢は改善の基調を維持しています。令和4年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1.44倍となっております。

一方で、基幹産業である自動車関連製造業をはじめとして、道路貨物運送業においても、燃料価格の高騰、物価上昇、円安等、さらには、新型コロナウイルス感染症が様々な面で影響を及ぼし得ることから、これらの状況について、引き続き注意が必要であると認識しています。特に、運送業界を取り巻く環境は、輸送需要の伸び悩みと運賃水準の低下、ドライバーの高齢化など、多くの課題に直面している状況かと思われます。

当局といたしましては、常に労働市場の動きに目を配り、地域の労働市場に応じた求人の確保を行うとともに、求職者に対しては、丁寧な職業相談を行うなど、求人者及び求職者に寄り添った、マッチング促進に一層努めてまいります。

併せて、「人への投資」の抜本的強化と産業構

造の変化に伴うデジタル人材の需要の高まり、人材不足の状況に対して、離職者のITスキル向上促進のための公的職業訓練の実施と併せて現に企業に在職する労働者の方を対象とした生産性向上支援訓練を積極的に展開するなど、デジタル人材育成、労働生産性の向上に資する取組にも注力してまいります。

また、働き方改革のうち、時間外労働の上限規制の対応について、自動車運転業務をはじめとする適用猶予業種等は、令和6年4月から上限規制が適用となり、残すところ1年とあと僅かという状況となっています。さらに、改正された改善基準告示についても令和6年4月から適用予定とされており、改めて貴協会とも連携して説明会を開催するなど、上限規制及び改善基準告示の内容に関して丁寧な周知を図り、関係する運送事業者の皆様への理解促進に努めてまいります。

加えて、長時間にわたる荷待ち時間や無理な到着時間の設定等、運送事業者の自助努力だけでは働き方改革や法令遵守は困難なことから、労働基準監督署から発着荷主等に対して、配慮（長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること等）を要請する取組を、進めていくこととしています。

労働災害防止対策については、「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下でリスクアセスメントの正しい理解を進めてまいりましたが、これを発展させ、生産性や品質の向上と安全性の向上を一体的に図る「安全経営あいち」の推進に取り組むとともに、「労働者の心身の健康確保のための総合的な対策」の周知を図り、安全で安心し

て働くことのできる職場環境の実現に向け各施策を推進してまいります。

労災補償業務については、効率的な調査を行い、法令、認定基準等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。

労働保険制度については、労働者のセーフティネットであるとともに、各種助成金をはじめとする労働行政のあらゆる施策を推進するための財政基盤であり、労働保険への加入と労働保険料の確実な納付が最重要課題であることから、労働保険未手続事業場の加入勧奨に努めるとともに、算定基礎調査の実施による適正な労働保険料の算定、実効ある滞納整理・滞納処分による労働保険料の徴収に積極的に取り組んでまいります。

本年も多様な課題に適切に対応していく所存ですので、皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶といたします。





新年のご挨拶

愛知県警察本部長
鎌田 徹郎

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、令和5年の輝かしい新春を御家族ともども健やかに迎えられましたことに心よりお慶び申し上げます。

また、日頃から交通安全活動をはじめ、警察行政の各般にわたり格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、皆様方のお力添えを賜りながら、交通死亡事故の抑止に向けて様々な対策を展開してまいりましたが、交通事故の増勢に歯止がかからず、死者数は前年を上回る結果となりました。

県警察といたしましては、昨年の結果を重く受け止め、本年も「交通死亡事故の抑止～減少傾向の定着～」を最重要課題の一つに掲げ、「高齢者」、「歩行者」、「自転車」及び「交差点」を柱とした諸対策を、組織の総力を挙げて取り組んでまいります。

交通事故の特徴を見てもみると、死者数に占める高齢者の割合は依然として高く、歩行者、自転車の死者数、交差点での事故件数が増加しており、速度超過に起因する事故や横断歩道上での死亡事故が多発するなど、ドライバーの交通ルールに対する規範意識の低さが窺われる事故が後を絶たない一方で、歩行者の信号無視や自転車の一時不停止、安全不確認などに起因する重大事故も発生しております。

こうした情勢を踏まえ、更に踏み込んだ交通事故分析に基づき、ドライバーや自転車、歩行者の特性等に応じたきめ細かな対策を図りながら、子供や高齢者をはじめとする歩行者の保護、自転車利用者の交通ルール遵守の徹底、速度超過や横断

歩行者妨害等の重大事故に直結する交通違反の取締りの強化、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備等の総合的な交通事故抑止対策を推進することとしております。

交通事故は、県民の誰もが当事者となるおそれのある身近な問題であり、安全な交通社会を実現するためには、県民一人一人が交通安全意識を高め、道路を利用する全ての人がそれぞれ相手の立場に配慮し、思いやりの気持ちを持って行動することが重要であると考えております。

皆様方におかれましては、本年も県警察、自治体、関係機関・団体等の取組がより効果的なものとなりますよう、御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様方にとりまして幸多い年でありますよう祈念申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



年頭の辞

公益社団法人 全日本トラック協会会長
坂本 克己

令和5年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

トラック輸送事業は、全国各地域で地域の経済と人々の暮らしを支えており、エッセンシャル事業として公共交通機関の重責を担うとともに、地方創生の旗頭として、高い評価を得ているところであります。

一方で、中小企業が99%を占めるトラック運送業界では、少子高齢化などによる若年ドライバー不足が深刻化し、大きな問題となっております。

さらに、今年4月からは中小企業において、月60時間超の時間外労働割増賃金率が引き上げられるほか、来年4月には自動車運転業務の時間外労働年960時間の上限規制が適用されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う輸送量の減少や一昨年から続いている燃料価格高騰の影響によって苦しめられてきた中小トラック運送事業者にとっては、経営環境が一層厳しさを増す危機的な状況にもなりかねません。

このような状況を打破するため、トラック運送事業における「生産性の向上」、「働き方改革」の推進など、官民挙げて課題解決に向けた様々な取り組みが進められています。平成30年12月には改正貨物自動車運送事業法が成立し、令和2年4月には法改正の柱でもある「標準的な運賃」が告示されています。

都道府県トラック協会のご尽力により、会員事業者ベースの「標準的な運賃」届出率は7割を超え、徐々に浸透しつつあり、また、「荷主対策の深度

化」の方策についても、徐々にその実効が図られてきているところです。しかしながら、「標準的な運賃」や「荷主対策の深度化」については来年3月までの時限措置とされていることから、現場で働いておられるドライバーの労働条件改善を実現していくため、時限措置延長・恒久化への対応が強く求められてきます。

悪貨が良貨を駆逐することのないよう公平公正な競争の基盤を確立するとともに、問題のある荷主に対しては、改正貨物自動車運送事業法や独占禁止法等の諸々の法律により、適切な指導を行っていただき、真面目な事業者がより効率的に事業運営を行える社会にしていかなければなりません。

全日本トラック協会では、自由民主党トラック輸送振興議員連盟、公明党トラック議員懇話会の先生方などと連携し、政府・与党等に対して要望活動を一層強化するなど、引き続きこれらの問題に取り組んでまいります。

会員事業者の皆様におかれましては、「今がまさに、業界のさらなる健全化への勝負時」と捉えていただき、荷主に対して果敢に運賃・料金交渉を継続していただきたいと存じます。

一方で、多くのドライバーが脳・心臓疾患のリスクを抱えているなかにおいて、昨年12月には改善基準告示が改正され、来年4月に施行されることになっております。

全日本トラック協会では、改善基準告示の改正を受けて、荷主向け・事業者向けリーフレットや、改正内容を詳しくまとめた冊子を作成し、配布いたします。また、各都道府県トラック協会でのセ

ミナーを開催するなど、新改善基準告示の周知徹底に努めてまいります。

新改善基準告示では、全日本トラック協会からの主張を受けて、厚生労働省による「荷主対策」が盛り込まれております。厚生労働省による荷主対策の実効性を高めるためには、荷主の実態に関する情報が必要となってまいります。会員事業者の皆様方におかれては、遠慮なく行政に対して荷主情報を申告していただき、実効性の高い荷主対策の実現に繋がっていただきたいと思います。

また、新改善基準告示の施行により、ドライバーの健康と安全を確保し、過重労働や過労死を何としても防いでいくために、会員事業者の皆様方におかれては総拘束時間の縮減をはじめとしたドライバーの労働環境の改善に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

併せて、トラック運送事業者が「国民生活と経済のライフライン」としての機能を果たし続けていくためには、利用者目線での計画的な道路整備の推進が不可欠です。全日本トラック協会では、高速道路料金の引下げ、物流基盤の整備（高速道路ネットワークの整備・充実、休憩・休息施設、中継物流拠点の整備・拡充、暫定2車線区間の4車線化）など、トラック運送事業者にとって使いやすい道路の実現に向け、道路の環境整備の必要性を強く訴えてきました。特に高速道路料金について、昨年12月に可決・成立した令和4年度第2次補正予算では、全国のトラック運送事業者の皆様の声が結実し、厳しい財政事情のなか、高速道路料金大口・多頻度割引の拡充措置が令和6年3月まで延長されました。引き続き、全国道路利用者会議などと連携しながら、トラック運送事業者の生産性向上に資する道路環境整備の実現等に向けて、政府・与党に対して全力で働きかけを行ってまいります。



第 6 回 常 任 理 事 会

第 5 回 理 事 会

令和 4 年 12 月 5 日（月）11 時 00 分から中部トラック総合研修センター 2 階で開催

（審 議 事 項）

1. 総務委員会からの答申について

(1) 業務施設運営専門委員会からの答申について

議長は、財務室 杉本次長に指示し、資料（総審議 1）につき説明させた。

（答申事項）

1. 尾西トラック輸送サービスセンターの財産処分申請（案）について

（概 要）

尾西トラック輸送サービスセンター(以下、尾西センター)は、尾西支部管轄区域における輸送相談、緊急災害輸送、安全確保、公害防止、従業員教育等に活用されてきたが、既に当初の役割を終えつつある。更に、少子高齢化を背景として、物流業界においても大規模な再編が進む中、民間企業や地方自治体の例に漏れず、今後、業界団体も組織や保有資産をよりコンパクトにし、重点事業や施設に人的・物的資源を注力するため、取捨選択していく段階に迫られている。また、支部設置ナスバネットの運用停止、尾西センターの利用状況、長期改修計画の改正等の経緯も踏まえて総合的に考慮した結果、当初設立目的を達した尾西センターを売却し、長期改修計画の一部に充当することが妥当と判断したことから、尾西センターの財産処分について機関決定した。

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

2. 研修事業運営委員会からの答申について

議長は、研修部安全指導課 柴田課長に指示し、資料（審議 2）につき説明させた。

(1) 令和 5 年度 研修内容（実施回数）について（案）

（概 要）

今年度は新型コロナの影響もあり、受講キャンセルが 132 名あったが、予約受付の段階では大型・中型部門が定員に達する研修が多々あった。よって、保有車両を有効活用するためインストラクターを増員し 1 回あたりの受講定員を増やすため、年間受講者数は増加となった。

(2) 令和 5 年度 研修受講料について（案）

（概 要）

研修の種別と受講料の額は、「研修事業運営規程」第 10 条（研修等に関する料金）の規程において、毎年度、「研修受講料」を定めることとしているため審議 2-資料 2 の通り定める。

(3) 令和 5 年度 資格認定講座（物流安全管理士・物流大学校）について（案）

（概 要）

資料 3-1 ならびに資料 3-2 の通り実施計画を定める。

(4) 令和 5 年度 安全指導業務（講習・診断）実施計画について（案）

（概 要）

新型コロナウイルス等感染拡大防止対策として定員を制限する。但し、出張講習については会場規模により定員を拡大し、令和 3 年度から継続して実施する。基礎講習修了者に提供している運行管理者試験対策 E ラーニングの提供も継続して実施する。

また、初任診断・適齢診断ともに実施回数及び 1 日の診断定員数をさらに拡大するとともに、診断実施日は午前・午後どちらも「初任診断・適齢診断」の対応ができる体制をとる。希望者が多い土曜日については 1 日で実施している診断回数を 2 セットから 3 セットに増やすなど、受診者が選択できる診断候補日を増やし更なる受診機会の拡大を図る。

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

3. 交通・環境対策委員会からの答申について

議長は、業務部業務課 鈴木課長に指示し、資料(審議3)につき説明させた。

(1) トラック Fes2023 (第18回トラックフェスティバル) の開催計画について

開催日時 令和5年2月19日(日) 10時00分～16時00分

開催場所 ポートメッセなごや 第3展示館
(名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地)

出展社 23ブース(予定)

来場見込 約20,000人 会員の従業員とその家族、及び一般市民
(新型コロナの感染状況により変更する可能性がある)

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、
出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

4. 入退会の承認について

議長は、総務部総務課 村上課長に指示し、資料(審議4)につき説明させた。

(概要)

入会社 4社/ 退会社 3社

令和4年12月5日時点 会員数社 2,698社

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、
出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

(報 告 事 項)

1. 定款 23 条に基づく業務報告について

議長は、中川常務理事に指示し、資料(報告 1) につき報告させた。

(概 要)

定款 第 23 条 第 8 項の規程において、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で二回以上理事会で報告しなければならないため、令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日までの総会・正副会長会議・常任理事会・理事会・各委員会の開催状況について報告した。

2. 令和 4 年度 賀詞交歓会の開催について

議長は、総務部総務課 村上課長に指示し、資料(報告 2) につき報告させた。

(概 要)

開 催 日 時 令和 5 年 1 月 20 日 (金) 17 時 30 分

開 催 場 所 名古屋東急ホテル (名古屋市中区栄 4 丁目 6-8)

参 加 人 数 240 名予定 (新型コロナの感染状況により変更する可能性がある)

3. 交通事故情勢について

議長は、業務部業務課 鈴木課長に指示し、資料(報告 3) につき報告させた。

【県内事故】(令和 4 年 11 月)

集 計 数	月 計			年 計		
種 別	件 数	負 傷 者 数	死 者 数	件 数	負 傷 者 数	死 者 数
発 生 率	2,243	2,599	13	21,447	25,340	124
前 年 比	-15	-87	-6	-217	-326	18

【事業用トラック】(令和 4 年 11 月)

	件 数 (月)	死者数(月)	件 数 (年)	死者数(年)
事 業 用	1	1	16	16
会 員	1	1	9	9
第一原因	1	1	5	5

4. 標準的な運賃の届出状況について

議長は、業務部業務課 鈴木課長に指示し、資料(報告 4) につき報告させた。

県内会員事業者による届出 1,473 社 / 1,944 社 (75.77%)

※令和 4 年 11 月 30 日時点

議長は本日の審議・報告事項が終了したことを確認し、閉会を告げた。



新 入 会 員

支部	名 称	所 在 地	代 表 者	車 両 数			電 話
				大	中	小	
第一	(株) アルテック	〒452-0845 名古屋市西区中沼町95番地2	有賀 謙二	2	2	3	(052) 938-4461 FAX 938-4462
西三	(有) ネオプランニング	〒471-0071 豊田市東梅坪町3丁目2番地13	新井 直樹	0	22	0	(0565) 35-3063 FAX 35-2772
西三	(株) リアル	〒444-0244 岡崎市下青野町字太田川原29	杉浦 良次	3	2	0	(0564) 79-5777 FAX 79-5778
西三	(株) G-TRUST	〒470-1216 豊田市和会町稲葉24番地3 (連) 〒470-1217 豊田市大成町3丁目94番地	平松 準基	4	1	1	(0565) 47-1345 FAX 47-4723

退 会 会 員

支部	名 称	所 在 地
尾東	旭陸運 (株)	尾張旭市
知多	知多特殊自動車 (株)	知多市
知多	(株) スミアツ配送	半田市

会員事業者名称等変更

受 付	変更内容	支部	新	旧
令和4年11月20日	代表者	第一	株式会社名菱運輸	
			新聞 健一朗	新聞 健生
令和4年11月20日	代表者	第二	株式会社つるかめワークス	
			林 卓司	松永 啓一郎
令和4年11月20日	代表者 事業者住所 連絡先住所 電話番号 F A X 番号	第四	有限会社協和商会	
			鈴木 直子	太田 和成
			弥富市荷之上町権七走723-1	弥富市五明二丁目101番地
			498-0011	498-0014
			弥富市荷之上町権七走723-1	弥富市五明二丁目101番地
			0567-67-0375	0567-65-3338
			0567-67-0375	0567-65-3338
令和4年11月25日	連絡先住所 F A X 番号	第四	豊通物流株式会社	
			470-0213	470-0213
			みよし市新池浦町11-4 三好第2センター 輸送事業室	みよし市打越町石坂2番地2 豊通物流㈱三好第1センター内
			052-566-5100	050-3398-5046
令和4年11月20日	事業者住所	尾東	三生運輸株式会社 小牧営業所	
			三重県津市雲出本郷町1827番地1	三重県津市雲出本郷町 1 8 3 0
令和4年11月20日	事業者住所 連絡先住所	尾東	株式会社水野興業	
			名古屋市守山区東禅寺1801番地	名古屋市守山区大字下志段味字西島2433-1
			463-0003	463-0003
			名古屋市守山区下志段味3-2608	名古屋市守山区大字下志段味字焼田464-1
令和4年11月28日	代表者	尾西	中部第一輸送株式会社	
			森 英貴	森 敏彦
令和4年11月20日	事業者住所 連絡先住所 電話番号 F A X 番号	知多	エスケーライン株式会社	
			名古屋市緑区大高町寅新田13番1	大府市北崎町7丁目88-203
			459-8001	474-0002
			名古屋市緑区大高町寅新田13番1	大府市北崎町7丁目88-203
			052-629-0201	0562-57-9101
			052-629-0202	0562-57-9102
令和4年11月25日	代表者	知多	有限会社渡邊運輸	
			渡邊 真太郎	渡邊 和久
令和4年11月20日	事業者住所 連絡先住所	東三	伸勝物流株式会社	
			豊川市中条町中道85-1	豊川市牛久保駅通5丁目27番地1
			442-0818	442-0886
			豊川市中条町中道85-1	豊川市牛久保駅通5丁目27番地1

愛ト協 第11回 省エネ走行競技会開催

令和4年12月10日(土)中部トラック総合研修センターにて、愛ト協「第11回省エネ走行競技会」を開催し16社26名の選手に参加をいただきました。

今回は、新型コロナウイルスの影響もあり参加人数が少なかったため、大型部門以外の3部門(「中型A」「中型B」「準中型」)を統合し『中型・準中型合同部門』とした全2部門での開催となりました。

競技は燃料消費量・走行時間・省エネ走行技術と法規走行で競い、日頃の成果を存分に発揮され白熱した競技会となりました。



各部門の入賞者は下記の通りです。おめでとうございます。

表彰受賞者

【大型部門】

優 勝	T B ロジスティクス株式会社	梶 智 弘 様
準優勝	株式会社ユーネットランス	桃 井 誠 也 様
第3位	岡崎通運株式会社	麻 生 雄 太 様

【中型・準中型合同部門】

優 勝	吉正運輸倉庫株式会社	後 藤 大 輝 様
準優勝	カリツー株式会社	坂 井 雄 飛 様
第3位	吉正運輸倉庫株式会社	太 田 史 雄 様

「令和4年度 第3回 適正化事業フォローアップ研修会」並びに 「令和4年度 第3回 新規許可事業者研修会」を開催

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和4年12月6日（火）、中部トラック総合研修センターにおいて、適正化事業フォローアップ研修会並びに新規許可事業者研修会を開催し、26事業者が参加しました。

当日は、コロナウイルス感染症対策として換気、消毒、マスクの徹底、十分な間隔を確保し開催しました。

第1部は、適正化事業実施機関より約1時間30分にわたり点呼記録簿をはじめとする各種帳票類の作成・管理方法について、根拠法令の解説を交えて説明をしたほか、改善基準告示の内容における拘束時間と休息時間の適切な管理方法について解説しました。

第2部は、愛知運輸支局の担当官2名を講師にお招きし、輸送の安全確保について講説をいただきました。

研修会の様子及び内容

〔愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関〕

巡回指導時に多く見受けられる法令違反項目や改善基準告示のほか、関係法令の改正内容について講説。



〔愛知運輸支局 鈴木運輸企画専門官（輸送・監査担当）〕

監査・行政処分の概要をはじめ、トラック運送事業者によく見受けられる法令違反項目のほか、貨物自動車運送事業法の改正内容について講説。



〔愛知運輸支局 寒川保安担当〕

「点呼 ～点呼は安全輸送の要～」について講説。



*適正化事業フォローアップ研修会とは…

直近の巡回指導において指摘事項があった事業者を対象とし、コンプライアンスの更なる徹底を図るため、帳票類の管理方法並びに関係法令の詳細な解説・アドバイス等を行う研修会です。

*新規許可事業者研修会とは…

直近に運輸開始した新規許可事業者を対象とし、コンプライアンスの更なる徹底を図るため、帳票類の管理方法並びに関係法令の詳細な解説・アドバイス等を行う研修会です。

2022 年度 Gマーク

愛知県内で
537 事業所
が認定



(公社)全日本トラック協会は、12月15日、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「2022年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)の評価を決定し、愛知県内の事業者で新規・更新を併せて537事業所が認定されました。

新規申請

75 事業所

3回目更新

91 事業所

初回更新

108 事業所

4回目更新

99 事業所

2回目更新

95 事業所

5回目更新

69 事業所

合計 **537 事業所**

愛知県内でGマークの認定事業所数は、**1,895 事業所**となり、県内の全事業所数(5両未満事業所は除く)の**40.5%**になります。
(2022年12月15日現在)

Gマークの認定を目指す事業者(事業所)の方は、交通安全対策等、一定の基準を満たしている証として、2023年度の申請取得を検討してみてもいいかもしれません。

令和5年度(2023年度)Gマーク申請について

令和5年度以降のGマーク申請については、(公社)全日本トラック協会は取扱いの一部変更を検討しています。現時点の変更の概要は(公社)全日本トラック協会ホームページ「令和5年度Gマーク申請について」をご確認いただき、早めの取り組みをお願いします。



Gマーク認定後の大切なお知らせ

会社名、営業所の名称や住所を変更した場合は、(公社)全日本トラック協会に対し、届出が必要となります。なお、届出がなされていない場合、次回のGマーク更新ができない場合がありますので、ご注意ください。

● 提出書類

- ① 登録事項変更届出書(全日本トラック協会のHPよりダウンロード)
- ② 愛知運輸支局に提出した届出書類の写し
- ③ Gマーク認定継続に係る自認書(譲渡譲受、統合、分割等があった場合のみ)

提出書類につきましては、下記、宛先までご郵送ください。

※ 愛知県以外の営業所については、当該営業所が所在する都道府県のトラック協会への提出となります。



有効期限が過ぎたGマーク認定ステッカーの貼付にご注意



お問い合わせ

〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞 21-127

(一社)愛知県トラック協会 適正化事業部 適正化事業課 TEL: 0561-76-2242

支部だより

01 行事

支部	開催日	場所	内容
尾西	12月1日	尾西トラックSC	交通安全トラックリレーパレード
西三	12月6日	碧南市・高浜市	交通安全パレード



尾西 尾西トラックSC



西三 碧南市・高浜市



02 講習会

支部	開催日	場所	タイトル	内容
尾西	12月9日	マリエールガーデンバーベナ	3度のクビから現役27年	講師に元プロ野球選手 山崎武史氏を迎え、講演会を行った。
西三	12月1日	ホテルグランドティアラ南名古屋	支部セミナー	講師に瀧澤学氏を迎え、運送業における法解説を中心にセミナーを開催した。



尾西 マリエールガーデンバーベナ



西三 ホテルグランドティアラ南名古屋



03 安全教室

支部	開催日	場所	内容
尾東	12月6日	小牧市立米野小学校	交通安全教室(急制動、死角体験、内輪差体験)



尾東 小牧市立米野小学校

支 部	開催日	場 所	内 容
尾 東	12月 1 日	国道41号「元町3丁目」	小牧部会・小牧警察署合同による交通安全立哨活動
	12月 6 日	県道25号「武道館前」	小牧部会「年末の一斉大監視」
	12月 9 日	バロー城山店	瀬戸旭・守山部会「飲酒運転根絶キャンペーン」
尾 西	12月 1 日	尾西トラックSC前	交通安全啓発活動
	12月 5 日	麒麟ビール名古屋工場	年末の交通安全キャンペーン
西 三	12月 3 日	豊田市深田町	年末の交通安全街頭活動



尾東 国道41号「元町3丁目」



尾東 県道25号「武道館前」



尾東 県道25号「武道館前」



尾東 バロー城山店



尾西 尾西トラックSC前



尾西 麒麟ビール名古屋工場



西三 豊田市深田町

○国際海上コンテナの陸上における安全輸送講習会の開催

海上コンテナ部会（山本部会長）は、12月5日（月）名古屋港湾会館にて、部会員を対象とした「国際海上コンテナの陸上における安全輸送講習会」を公益社団法人全日本トラック協会 海上コンテナ部会と共同開催し67社83名が参加しました。

講師に国土交通省中部運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課 課長 渡邊能之様をお招きし「国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策等について」と題しご講演をいただきました。



開会挨拶 山本部会長



講師 渡邊課長



プロはみな

誇りと自覚と

模範運転



公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により新たに3件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

今回公表された事案は、＜事案1＞運行中に眠気を感じていたにもかかわらず運転を継続したことにより生じた貸切バスの衝突事故、＜事案2＞運行中に意識を喪失したことにより生じたタクシーの衝突事故、＜事案3＞運行中にスマートフォンを注視し、操作しながら運転したことにより生じたトラックの多重衝突事故の3件です。

これらの事案は、運転者の健康管理、始業点呼時における安全運行に係る運行指示や運転者に対する指導教育が不十分であるなど、不適切な運行管理が原因のひとつと考えられております。

つきましては、貴会傘下事業者において、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただけるよう、関係者への同報告書の周知方よろしくお願いいたします。

記

〔重要調査対象事故〕

- ・事案1 大型貸切バスの衝突事故（千葉市美浜区）：別添1、別紙1

〔重要調査対象事故〕

- ・事案2 タクシーの衝突事故（北九州市戸畑区）：別添2、別紙2

〔重要調査対象事故〕

- ・事案3 大型トラックの衝突事故（千葉市美浜区）：別添3、別紙3

※ 事業用自動車事故調査報告書については、以下のURLからも確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

大型貸切バスの衝突事故（千葉市美浜区）

（別紙 1）

【事故概要】

- ・日時：令和 2 年 6 月 8 日 午後 1 時 50 分頃
- ・概要：貸切バスが、乗客 9 名を乗せて運行中、交差点前方の中央分離帯の縁石に乗り上げ、縁石内に設置されていた信号機の支柱に衝突し停止。
この事故により、乗客 3 名が重傷、6 名が軽傷。



事故車両

【原因】

○運行中の眠気・意識低下

- ・運行中、眠気を感じていたにもかかわらず、そのまま運転を継続。

○一方的な指導教育

- ・指導教育は実施しているものの、眠気等の体調異変を生じた場合の対処方法、連絡体制等についての意思疎通・理解が不十分。

眠いけどまだ行ける。
車両を止めると、乗客や会社等に迷惑がかかる。



【再発防止策】

- 居眠り運転や体調異変による事故の具体的な事例を用いつつ、指導内容の理解も確認するなど、実効性のある指導教育の実施。
- 乗務前の点呼時に、運転者に対し健康状態について報告させ、疑念がある場合には乗務を中止させるなど、適切な運行管理体制の構築。
- 運転者が乗務中に眠気等の体調異変を生じた場合に運行管理者に申告しやすい職場環境等の整備。



タクシースの衝突事故（北九州市戸畑区）

（別紙2）

【事故概要】

- ・日時：令和2年12月17日 午後8時50分頃
- ・概要：タクシーが乗客3名を乗せて下り勾配の道路を走行中、一時停止標識がある交差点を一時停止することなく直進、同交差点先の左カーブにおいて、道路右側にある民家の塀の角部分に衝突、さらにその先の電柱に衝突して停止。
この事故により、乗客1名が死亡、1名が重傷、1名が軽傷。
また、タクシースの運転者が死亡（事故が原因かは不明）。

【原因】

- 運行中の意識喪失
- 不適切な健康管理
 - ・運転者に定期健康診断を受診させていないなど、事業者の健康状態等の把握が不適切。
- 不適切な運行管理
 - ・運行管理者又は運行管理補助者でない者による点呼の実施が常態化し、健康状態の把握等、安全運行に必要な確認・指示が欠如。



【再発防止策】

- 運転者に定期健康診断を必ず受診させるだけでなく、継続的に健康状態等を把握し、乗務困難と判断した場合には、運転者に対し乗務の中止を命じるなど健康管理の徹底。
- 運行中に体調異変を感じた場合、直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告・指示を受けるよう指導を徹底。
- 選任された運行管理者又は運行管理補助者が確実に点呼を実施し、運転者の健康状態等を的確に把握できるよう適切な運行管理体制の構築。

大型トラックの衝突事故（千葉市美浜区）

（別紙3）



【事故概要】

- ・日時：令和元年12月11日 午前2時11分頃
- ・概要：大型粉粒体運搬車が、国道14号の片側3車線の第2車線を走行中、前方不注意により自車線上にあった工事現場に突入し、工事現場の作業員や工事関係車両（4台）に衝突。
この事故により、工事現場の作業員のうち2名が死亡、2名が重傷、3名が軽傷。

【原因】

- 前方不注意
 - ・通り慣れた道路で交通量も少なかったことなどから、スマートフォンを注視・操作しながら運転。
- 一方的な指導教育
 - ・指導教育は実施しているものの、運転者に対し内容の理解を確認することなく、欠席者に対するフォローもなし。
- 不十分な運行管理
 - ・運行経路における道路・交通状況に関する情報収集が不十分であり、点呼時の安全運行のために必要な指示等も不十分。



【再発防止策】

- 「ながら運転の禁止」に係る指導の徹底。
- 指導教育の欠席者に対するフォローだけでなく、運転者が指導内容を理解しているか確認するとともに、指導結果を次の指導に活かすなど、実効性のある指導教育の実施。（例：ドライブレコーダーの映像記録による理解度の確認）
- 道路情報等の収集及び当該情報を踏まえ、始業点呼時に安全な運行経路を指示するなど、安全運行に係る運行指示等の徹底。
- 安全運転支援装置（衝突被害軽減ブレーキ等）の導入の検討。



2023年春、引越をご検討のお客様！

分散引越にご協力をお願いします！

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。
特に **3月から4月に集中**することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいますようご理解・ご協力をお願い致します。



3月

2023年引越混雑予想カレンダー

4月

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	特に混み合うことが予想されます →					1	
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31	→	23/30	24	25	26	27	28	29

特に混雑が予想されます

混雑が予想されます

やや混雑が予想されます

上記を参考に**2月以前または5月以降**のお引越しの検討をお願い致します



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

都道府県トラック協会



引越事業者選びで悩んだら、 このマーク

人生のうちに何度もない引越だから、いい事業者と出会い、安心して納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから全日本トラック協会では平成 26 年度より「引越事業者優良認定制度」を開始いたしました。この制度は、引越前の下見や見積り、確かな作業などに関する「引越のルール」を守る事業者を、全日本トラック協会が引越優良事業者として認定するもので、優良事業者には「引越安心マーク」を交付します。

引越の
ルール

1

しっかり下見

事前にお客様のお宅へお伺いし、荷物の量などから作業の段取りを提案します。



引越の
ルール

2

きちんと見積り

下見に基づいた運賃・料金を提示します。契約の重要事項(約款)を説明します。



引越の
ルール

3

確かな作業

建物や家具など適切な保護を行い、安全に運びます。



引越の
ルール

4

お客様窓口を設置

万が一、トラブルがあった際ご相談を頂ける窓口を本社(本部)に設けています。



「引越安心マーク」は、(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。下見・見積り・確かな作業など、「引越のルール」を守る事業者であることのしるしです。

詳しくは… [引越安心マーク](#)



【業務課からのお知らせ】

交通死亡事故発生状況(12月31日現在暫定数)

1. 発生状況

集計名	月計			年計		
	件数	負傷者数	死者数	件数	負傷者数	死者数
発生数	2,388	2,732	13	23,829	28,071	137
前年比	-133	-233	2	-356	-560	20

2. 都道府県別死者数

順位	1位	2位	3位	4位	5位	全国
都道府県	大阪	愛知	東京	千葉	兵庫	
年計	141	137	132	124	120	2,610
前年比	1	20	-1	3	6	-26

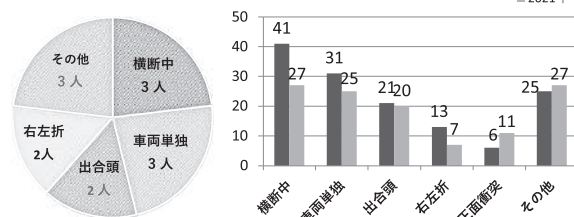
3. 類型別死者数

順位	1位	2位	3位	4位	5位	その他
類型別	横断中	車両単独	出合頭	右左折	正面衝突	
年計	41	31	21	13	6	25
前年比	14	6	1	6	-5	-2

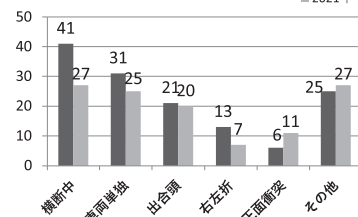
4. 年齢層別死者数

区分	こども 0～15歳	若者 16～24歳	一般 25～64歳	高齢者 65歳以上
年計	1	20	52	64
前年比	-1	15	16	-10

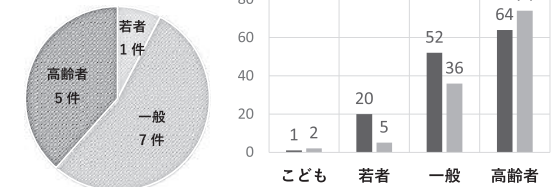
12月類型別死者数



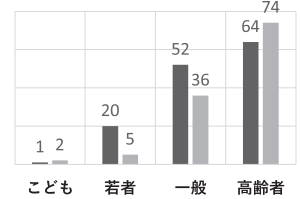
類型別死者数昨年対比



12月年齢層別死者数



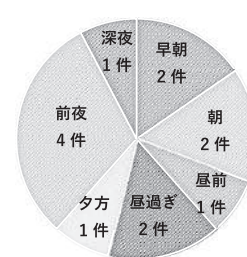
年齢層別死者数昨年対比



5. 時間別死者数

区分	早朝 4～6時	朝 6～9時	昼前 9～12時	昼過ぎ 12～16時	夕方 16～18時	前夜 18～22時	中夜 22～00時	深夜 00～4時
年計	11	25	18	20	11	25	13	14
前年比	8	8	4	-8	-2	1	5	4

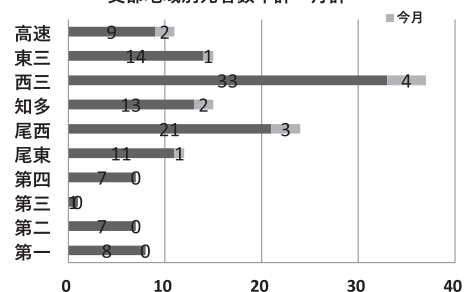
12月時間別死者数



6. 支部地域別死者数

地域	名古屋				尾張		知多	三河		高速
支部	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	
年計	8	7	1	7	12	24	15	37	15	11
前年比	3	2	-2	1	6	-2	-1	10	-2	5
支部月計	0	0	0	0	1	3	2	4	1	2
地域年計	23				36		15	52		11
地域月計	0				4		2	5		2

支部地域別死者数年計・月計



7. 愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

	令和4年12月		令和4年計		令和3年12月		令和3年12月累計		令和3年計	
	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数
事業用	3	3	19	19	2	2	20	20	20	20
会員※	0	0	9	9	1	1	7	7	7	7
第一原因※	0	0	5	5	1	1	2	2	2	2

※事業用の内数。第一原因数は事故調査の進捗により、変更になる場合があります。



軽油価格調査

(愛ト協調べ)

12月末調査

単純集計

(単位：円)

購入形態	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
価格	136.00	121.00	110.00	128.00	110.00	103.70	138.50	121.80	112.50	138.50	115.20	103.70

月間購入量別集計

月間購入量	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30kℓ未満	136.00	126.80	110.00	113.00	109.60	107.80	138.50	122.50	112.50	138.50	120.00	107.80
30～50kℓ未満	115.00	113.80	112.80	109.60	108.40	107.50	—	—	—	115.00	110.70	107.50
50～100kℓ未満	119.50	119.50	119.50	128.00	111.90	103.70	120.00	119.70	119.50	128.00	114.50	103.70
100kℓ以上	—	—	—	111.30	109.30	106.80	—	—	—	111.30	109.30	106.80

支払期限別集計

支払期限	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30日未満	136.00	125.60	115.00	128.00	112.90	107.70	138.50	128.60	123.20	138.50	120.40	107.70
30～60日未満	129.00	116.30	110.00	111.30	109.20	107.50	122.70	119.00	113.90	129.00	112.90	107.50
60日以上	—	—	—	110.50	107.00	103.70	112.50	112.50	112.50	112.50	108.40	103.70

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。
なお消費税は含まれておりません。

軽油価格推移表

(単位：円)

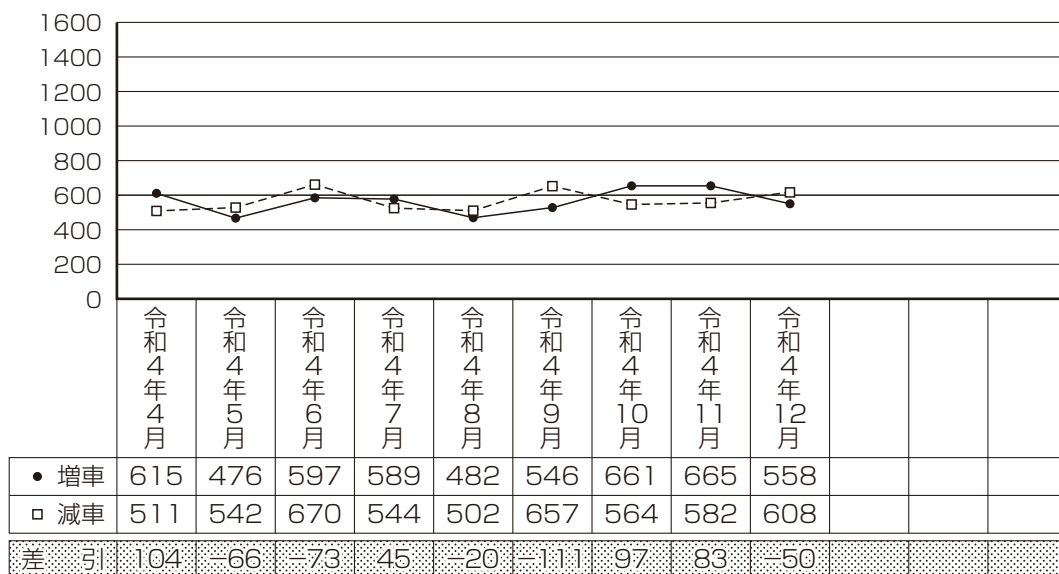
購入形態 月別	スタンド			ローリー			カード		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
令和3年 12月	133.00	117.70	108.10	123.00	105.60	100.50	124.40	116.80	112.20
令和4年 1月	133.00	118.10	110.00	129.00	110.30	105.60	125.80	119.40	108.60
2月	140.00	123.70	116.00	132.00	113.70	108.40	128.30	123.60	116.60
3月	144.00	125.50	115.00	134.00	115.00	110.40	131.80	125.20	118.20
4月	140.00	124.70	113.00	130.00	113.40	108.50	140.00	126.60	119.10
5月	136.00	119.70	109.00	125.00	107.90	104.00	136.00	121.60	116.10
6月	143.00	125.20	113.60	131.00	113.40	105.80	143.00	126.50	113.00
7月	139.00	123.10	110.00	126.00	109.80	105.00	138.00	123.60	117.70
8月	135.00	119.70	110.70	127.00	108.60	103.90	137.00	121.60	114.30
9月	135.00	120.70	109.00	127.00	109.50	104.40	138.50	121.90	113.20
10月	135.00	119.30	110.00	127.00	109.60	104.50	138.50	122.00	114.30
11月	138.00	121.40	109.00	127.00	108.80	102.90	137.50	121.60	113.40
12月	136.00	121.00	110.00	128.00	110.00	103.70	138.50	121.80	112.50

※こちらの情報はあくまで暫定値のため、正確な情報はWEBにてご確認ください。

一般貨物自動車が増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

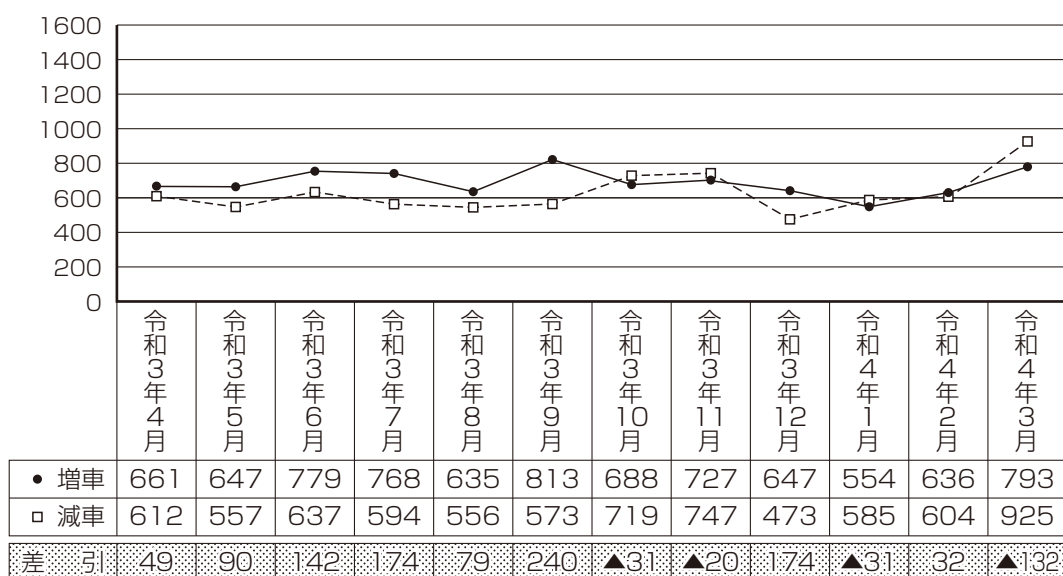
令和4年12月の増減車



令和4年度増減車（12月）

増 車	5,189両
減 車	5,180両
差 引	9両

令和3年4月～令和4年3月の増減車



令和3年度増減車（4月～3月）

増 車	8,348両
減 車	7,582両
差 引	766両

委 員 会
部 会

12月中の活動状況

海上コンテナ部会（山本部会長）

○国際海上コンテナの陸上における安全輸送講習会

（山本部会長）

月 日：令和4年12月5日（月）

場 所：名古屋港湾会館 2階 第1会議室

○西部臨海工業地帯安全輸送協議会

（服部実務委員長）

月 日：令和4年12月15日（木）

場 所：西部臨海地区内・木材会館

- 内 容：1）蟹江警察署からの報告
2）愛知運輸支局からの報告
3）名古屋国道事務所からの報告
4）名古屋港管理組合からの報告
5）愛知県トラック協会からの報告

○実務委員会（服部実務委員長）

月 日：令和4年12月21日（水）

場 所：木材会館

- 内 容：会議
1）ターミナルコンテナ取扱量について
2）ターミナル部会 違反パトロール
調査について（11月分）
3）トレーラID未貼付について
4）令和5年度新規入会について
5）今後の日程について



支部行事

1
月

名古屋第一支部

- (30日) 役員会
- 支部セミナー
- 交通安全キャンペーン (水曜会)

名古屋第二支部

- (19日) 役員会
- (26日) 第2陸青会 役員会・新年会

名古屋第三支部

- (10日) ゼロの日街頭活動
- (19日) 西4区パトロール
- (20日) ゼロの日街頭活動
- (27日) 青年部会 新年懇親会
- (30日) ゼロの日街頭活動

尾東支部

- (27日) 支部新春セミナー・賀詞交歓会

尾西支部

- (13日) 第一班 役員会/新年懇親会
- (18日) 一宮警察署 感謝状贈呈式
- (19日) 稲沢警察署 感謝状贈呈式
- (25日) 第二班 合同セミナー
- (27日) 特別積み合わせ部会一宮ブロック 定例会

知多支部

- (15日) 愛知協力会 豊明市 安全安心フェス

西三支部

- (15日) 碧南部会 交通安全祈願
- (16日) 西尾部会 役員会
- (18日) 豊田部会 役員会・定例会
- (20日) 岡崎部会 交通安全祈願・新年会
- (23日) 安城部会 役員会
- (25日) 刈谷部会 役員会
- (27日) 安城部会 青年部新年懇親会
- (28日) 安城部会 健康診断(於:カリツー(株)厚生棟)

東三支部

- (14日) 新城南北設楽陸運協会 例会
- (18日) 蒲郡陸運協会 交通安全祈願
- (21日) 新春セミナー
- 田原陸運協会 例会

青年部会 12月会議・委員会開催状況

■ 合同委員会 (12月12日)

➤ 第9回 研修委員会

・第2回研修セミナーについて・視察研修について など

➤ 第9回 企画委員会

・青年部会SNSについて・第2回管理者研修について (SDGs)・グッドラーニングについて など

➤ 第9回 事業委員会

・新年交通安全祈願および賀詞交歓会について・トラックフェスティバルについて など

第4回 中部ブロック青年部協議会代表者会議 (12月20日)

・令和4年度中部ブロック大会の報告および反省について・代表幹事の旅費精算について

・第2回全国代表者協議会の報告について・各県の動向について など

■ 第8回 三役会 (12月21日)

・第9回理事会について・トラックフェスについて など

第9回 理事会 (12月21日)

・青年部会SNS計画について・グッドラーニングについて

・第2回研修セミナーについて (人材確保)・新年交通安全祈願および賀詞交歓会計画について

・第2回管理者研修について (SDGs)・フェスティバル出展について など

● 令和5年2月の活動予定

6日(月) 第11回企画委員会

8日(水) 第11回事業委員会

9日(木) 第11回研修委員会

15日(水) 第10回三役会・第11回理事会

17日(金) 全国大会

19日(日) トラックフェスティバル

22日(水) 第2回研修セミナー

○ 青年部会とは？

愛知県トラック協会の会員事業者で、20歳～50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。また、部会員相互の情報交換、交流等を密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し事業に役立てています。

青年部会 会員募集中！



【問合わせ先】

愛知県トラック協会青年部会事務局

〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞 21-127

《TEL》0561-65-3600

《Eメール》

ata-seinen@aitokyo.jp

愛知県トラック協会 女性部会のご案内

【女性部会目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。

(会則第2条)

【部会員数】 36社 37名（令和4年11月現在）

【代表者】 部会長 竹市 五倫（稲沢運輸株式会社 代表取締役）

【会費】 年会費 12,000円

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議（総会・役員会）などを開催。

また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会（愛知県、静岡県、福井県、三重県）を設立し、

他県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。

女性部会では、ご入会していただける方を
随時募集しています！
ご興味のある方は是非ご連絡下さい！



●今後の予定

令和5年2月15日（水） 新年交通安全祈願 場所：熱田神宮

【問合わせ先】 愛知県トラック協会女性部会事務局

〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞 21-127

《TEL》 0561-65-3600 《Eメール》 ata-female@aitokyo.jp

《HP》 <https://ssl.aitokyo.jp/section/woman/>（愛ト協 HP 内）

陸

災

防

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

安全衛生管理体制及び労働災害等の実態調査票

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

(1) 事業所名及び所在地など		(愛ト協 所属支部名)		支部	
事業所名					
所在地 〒 - Tel					
労働保険番号(従業員数 人 県内の事業所数 箇所					
(2) 安全衛生管理体制					
1) 安全委員会		有	・ 無	委員数 (人)	
衛生委員会		有	・ 無	委員数 (人)	
または安全衛生委員会		有	・ 無	委員数 (人)	
2) 総括安全衛生管理者		有	・ 無	氏 名	
3) 安全管理者		有	・ 無	氏 名	
4) 衛生管理者		有	・ 無	氏 名	
5) 安全衛生推進者		有	・ 無	氏 名	
6) 作業主任者		有	・ 無	氏 名	
7) 作業指揮者		有	・ 無	氏 名	
8) 自主安全活動の実施		有	・ 無		
(3) 労働災害発生状況					
区 分		年 別	令和元年	令和2年	令和3年
死 亡 災 害					
休 業 災 害	不 休 災 害				
	休業3日以下				
	休業4日以上				
年間・全従業員の総労働時間数					
災害度数率(100万時間当たり件数)					
災害度数率の計算 (発生件数÷総労働時間数) ×1,000,000					
(4) 定期健康診断の実施状況					
区 分		年 別	令和元年	令和2年	令和3年
一般従業員	従 業 員 数				
	受 診 者 数				
	受 診 率				
年2回受診を規程された従業員 (深夜作業を含む業務従事者)	従 業 員 数				
	1回のみの受診者数				
	2回とも受診した数				
	2回受診した者の受診率				
* 深夜作業を含む業務従事者は、労働安全衛生規則により年2回の健康診断が必要です (記入担当者) 氏 名 連絡先 Tel					

※お願い

本票は愛知県トラック協会の定期発送にも同封して送付させて頂いております。

(本ページをコピーして頂くか、同封のものをお使い下さい。)

当支部の会員事業者でない事業者におかれましてはお手数ですが、破棄していただきますようお願い致します。

愛知県トラック協会 会員企業様

エントリー ポケット
クラウド採用支援サービス“Entry Pocket”のご案内

Entry Pocket は

求人～採用までを一元管理できる採用ご担当者様のためのサービスです

▼TOPページ



▼求人ページ



エンボク

Entry Pocket 実現可能な主要3ポイント

POINT
1

求人の掲載・募集 ※アカウントだけ取得もOK

大手求人サイト「マイナビ」と提携した求人ページに求人原稿を無料で掲載し募集いただけます。原稿はフォーマットに沿って入力するだけで、簡単に作成できます。

POINT
2

応募者管理支援

応募～採用までの応募者の動きを管理することができます。メール送信やステータス管理・メモ機能などで、採用管理業務を支援します。

POINT
3

効果測定

レポートを自動作成し、応募や閲覧数など多角的に出稿状況进行分析できます。応募者の個人情報応募を受付した参画事業者のみが閲覧可能となっており、協会側でも確認できませんので、プライバシー対策も万全です。

【お申込み・お問い合わせ】

掲載ご希望の事業者様は愛ト協ホームページ
(https://ssl.aitokyo.jp/truckaichi_form/) よりお申込み下さい。

愛知県トラック協会
企画広報部 企画広報課

TEL: 0561-65-3600
FAX: 0561-65-3677

※連絡や会社・求人情報提供等は基本メールで行います。メールアドレスは必ずご記入ください。



トラックの保険なら 「中部交通共済協同組合」

トラック運送事業者に、安心と安全をお届けします。

We ensure your relife and safety.

SDGs
ECO DRIVE

次の要件を備えた方にご加入いただけます。 ※ご加入には、一定の出資払い込みを
していただきます。

- ① 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を経営する方
- ② 中交協の事業地区(愛知県・福井県・石川県・富山県・静岡県・岐阜県)内に事業所を有する方



共済商品のご案内

相手方への補償



対人共済

自動車事故により他人を死傷させ、損害賠償責任を負ったとき自賠責共済(保険)を超える部分について共済金をお支払いします。



対物共済

自動車事故により他人の車や物に損害を与え損害賠償責任を負ったとき共済金をお支払いします。



自賠責共済

自動車損害賠償責任共済(強制保険)を直営事業として実施しています。

運転者・搭乗者の補償



搭乗者傷害共済

自動車事故によって、搭乗中の人(運転者・搭乗者)が死傷したときに共済金をお支払いします。



車両共済

契約車両が、衝突・接触・転覆・火災・盗難その他の偶然な事故により損害を被った場合に共済金をお支払いします。



損害保険代理業

損害保険代理店として組合員の皆さまのリスクマネジメントをトータルに行っています。
・運送保険 ・業務災害保険 ・賠償保険
・火災保険 ・傷害保険 他

各種割引制度

優良割引

組合員ごとに
契約車両数により
1%~75%割引
299両以下の場合

最高65%割引

一括契約割引

該当する共済種類ごとに

3%割引

継続契約割引

継続契約の際
同数以上の契約で
共済種類ごとに

2%割引

全車両契約割引

事業用車両を
全車両(90%以上)
契約する場合

3%割引

多数契約割引

共済種類ごとに
契約車両数により

1%~10%割引

自賠責共済セット割引

当組合の
自賠責共済契約がある
対人共済から

2%割引

組合員特典

■ 中交協ロードサービス ※適用については条件(対象車両・補償範囲)があります。

■ 配当制度 ■ 組合員等表彰制度

※各制度は、一定条件を満たす組合員が対象となります。

■ 商工中金の融資資格 ■ 無料法律相談

事故防止への取り組み

- 特別適性診断の実施
"国土交通省認定"
- 一般適性診断
~運転適性診断巡回サービス~
~可搬型運転適性検査機器貸出~

- 運行管理者等一般講習
"国土交通省認定"
- 特別指導講習
- 一般講習会
- 個別講習会

- 適性診断受診手数料補助
- 研修料補助
- 事故防止機器導入補助
- SASスクリーニング検査費用補助
- 運転記録証明書等交付手数料補助

- 事故防止動画教材の配信
- コメンタリー運転の推進
- 各種表彰制度
- 事故防止啓発グッズの作成・配付
- 事故防止DVDの貸し出し
- 事故防止コンサルティング

中交協SDGs宣言

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



中部交通共済は「組合の基本姿勢」のもとに、事業活動を通じてSDGs(持続可能な開発目標)の実現に貢献し、地域社会そして組合員の皆さまとともに持続的に成長していくことを目指します。

お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。

中部交通共済協同組合

営業部 営業1課 TEL(052)715-5103・TEL(052)715-5104

営業部 営業2課 TEL(052)715-5101・TEL(052)715-5102

〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号

詳細は、
ホームページへ

中交協

www.chukokyo.jp

豊橋事務所 TEL(0532)57-5188

〒440-0886 豊橋市東小田原町48番
セントラルレジデンス 202号

スマホにも
対応しています!

